

報

告

シンポジウム「福島第一原子力発電所事故から一年」 COP17の結果と福島原発事故～原発事故被害と補償、そして25%削減目標～

◆日時 2012年3月4日(日)13:30～16:30 ◆場所 大阪コロナホテル310号室

CASAは温暖化防止ネットワーク関西との共催でシンポジウムを開催した。まずCASA専務理事早川光俊からCOP17/CMP7の報告があり、その後シンポジウムのメインである「原発事故の被害と補償」について、大阪市立大学大学院経営学研究科准教授 除本理史さんよけもとまさふみから報告を受け、質疑応答を実施した。

報告1 「COP17の結果と今後の課題 ～許されない25%削減目標の放棄～」

早川光俊

CMP7での主な結果は、京都議定書の第2約束期間を2013年から開始することである。各国の具体的な削減目標や第2約束期間の長さ(5年か8年か)はCMP8で決める。日本、ロシア、カナダは削減義務を持つことを拒否した。COP17で、先進国・途上国を含む全ての国が参加する法的枠組みを交渉する、ダーバンプラットフォーム(特別作業部会)の新設に合意した。また、「緑の気候基金」のガバナンスに合意したことは、実用化に向けた前進だが、資金源問題などCOP18に向けて残された課題も多い。

日本は京都議定書の第2約束期間の削減義務を拒否する頑な交渉姿勢をとったため、交渉アクターとしての存在感を失っていった。

25%目標については、棚上げの動きもあるが、CASAのシナリオでは全原発を2030年に廃止しても、2020年25%削減は可能で、マクロ経済への影響もほとんどないとの結果になっている。

報告2 「福島原発事故の被害と補償 - 戦後日本の公害問題と比較して-」

除本理史さん

福島原発事故は、図1に示すように類例のない大規模環境汚染事件であるが、下記のように

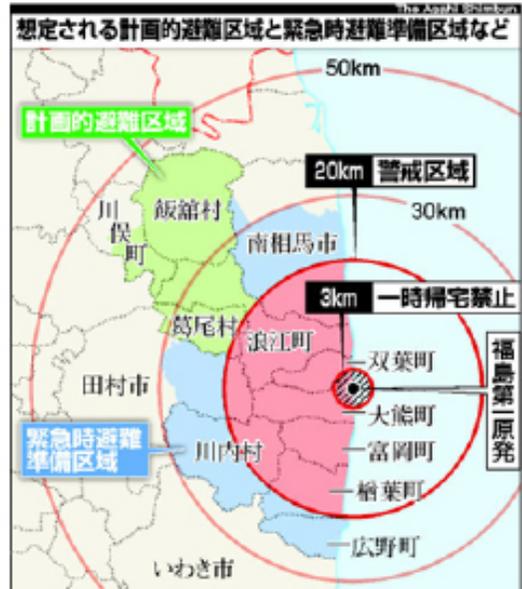


図1 福島第一原発周辺の避難区域

な点において過去の公害問題の教訓から学ぶべきことは多い。

- (1) 加害者側が救済対象者を選別する「線引き」をしているが、これは公害問題での「未認定問題」に酷似している。当初、自主避難は補償の対象でなかったが、被害者の運動によって、補償対象となったように、補償範囲が広がっていくこともあり、運動することが大事である。
- (2) 地域社会全体への被害を考える必要がある。「地域」とは一定の範囲に、自然環境、経済、文化という複数の要素が一体のものとして存在する、いわば諸要素の「束」である。避難住民はどの要素を重視して移転

先を決めるか、究極の選択を迫られる。家族離散や住民離散・地域崩壊に至ることもある。「ふるさとの地」は金銭で代替できるものではない。

(3) 責任と費用負担については、原子力損害賠償法があるが、これは

- ①原子力事業者の無過失責任と責任集中
 - ②保険に類似した「損害賠償措置」の強制（ただし上限 2,400 億円で極めて低い）
 - ③補償総額が「損害賠償措置」の上限を超えた場合の国の措置
- が3つの柱になっている。

しかし補償と事故収束費用は東電の純資産を上回っており、この差額を国民・電気利用者が負担するのか、あるいは株主・金融機関が負担するのかが問題となる。2011年8月に成立した原子力損害賠償支援機構法では、株主・金融機関負担が軽減される方向である。政府は、前面に立って補償スキーム構築の責任を果たさねばならない。



質疑応答

Q:CASAの25%削減の対策の内容は？

A:124の対策・技術について削減ポテンシャルと普及期間を想定して算出した。詳細についてはホームページから参照できる。

Q:25%削減目標を守る世論を盛り立てていけないといけないのではないのか。

A:25%削減目標の放棄は、将来の子供に対する背信行為であり、放棄してはいけない。国民の声として実現する必要がある、投票やパブリックコメントで一人一人が意思表示せねばならない。

Q:国が東電株を購入して再建を図るのはおかしいのではないのか。

A:政府が東電の株を買うことも、その結果として議決権を持つことも、資本主義のルールに則っていることではある。しかし、東電に第一義的責任があり、株主も責任を負うべき。東電「国有化」は、発送電分離にまで踏み込んだ電力改革につながる可能性がある。

Q:ロシアや中国から賠償を求められたらどうなるのか。逆にベトナムに原子力プラントを輸出する条件として、事故があったら日本の責任という契約だと聞いたが。

A:海外の場合、どこの裁判所に提訴されるかによって異なるが、場合によっては原子力損害賠償法の範囲外になる可能性がある。同法で原子力事業者に責任が集中されているのは、かつて米国が原発を日本に輸出する際に、プラントメーカーに責任が及ばないようにしたためである。

Q:被害補償はなにをどうやって請求するのか。

A:被害と思ったら何でも請求できる。今は東電に窓口がある。満足な結果が得られない場合は弁護士に相談する方法もある。

シンポジウムに参加して

早川は「自分たちが考え、できることをやっていこう。公害問題でも結局は市民の力で解決していった。」と締めくくった。原発事故の補償が根底で公害問題やエネルギー政策に拘わっていることが分かり意義深かった。

(報告：山田直樹、CASA ボランティア)